

江田島市教育委員会会議録

令和5年2月20日（月）令和5年第2回教育委員会会議定例会を江田島市教育委員会会議室において開催しました。

1 開会及び閉会に関する事項

開会	午前	10時00分
閉会	午前	11時35分

2 出席者（5名）

教育長	小野藤	訓
教育長職務代理者	三島	雅司
委員	小宇根	康典
委員	長坂	睦子
委員	泊野	仁美

3 出席説明員

教育部長	山井	法男
学校教育課長	黒小	大介
生涯学習課長	江郷	洋子
学校給食共同調理場総括場長	仁井	雄一
大柿自然環境体験学習交流館長	西原	直久

4 事務局

学校教育課 課長補佐兼総務係長	寺口	博文
-----------------	----	----

5 傍聴人

なし

6 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第10号 江田島市スポーツセンター設置及び管理条例及び江田島市立学校施設使用条例の一部を改正する条例案について
- (4) 議案第11号 江田島市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
- (5) 議案第12号 江田島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

- (6) 議案第13号 江田島市学校運営協議会規則案について
- (7) 議案第14号 江田島市教育委員会公印規則及び江田島市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則案について
- (8) 議案第15号 江田島市立小中学校職員服務規程の一部を改正する訓令案について
- (9) 議案第16号 令和4年度江田島市一般会計補正予算(第5号)(教育委員会関係分)について
- (10) 議案第17号 令和5年度江田島市一般会計予算(教育委員会関係分)について
- (11) 議案第18号 江田島市教育委員会外部評価委員会委員の委嘱について
- (12) 議案第19号 江田島市スポーツ推進委員の委嘱について
- (13) 承認第3号 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について
- (14) その他

7 議事の概要

○ 教育長

ただ今から、第2回江田島市教育委員会会議定例会を開会します。

ただ今の出席委員は5名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

審議に入る前に、日程第9議案第16号と日程第10議案第17号につきましては、令和5年江田島市議会2月定例会に提案される、成案となる前の案件であること。

また、日程第11議案第18号から日程第13承認第3号までにつきましては、人事に関する案件であることから、公開しないで審議することが適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(全員異議なし)

○ 教育長

それでは、お諮りいたします。

議案第16号 令和4年度江田島市一般会計補正予算(第5号)(教育委員会関係分)について

議案第17号 令和5年度江田島市一般会計予算(教育委員会関係分)について

議案第18号 江田島市教育委員会外部評価委員会委員の委嘱について

議案第19号 江田島市スポーツ推進委員の委嘱について

承認第3号 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について

は、公開しないことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○ 教育長

挙手全員と認めます。

したがいまして、議案第 16 号から議案第 19 号までと承認第 3 号につきましては、公開しないで審議することに決定いたしました。

○ 教育長

日程第 1, 「教育長報告」を行います。

それでは、議案書 2 ページをお開きください。

「教育長報告」を行います。

(省 略)

以上で、教育長報告を終わります。

○ 教育長

日程第 2, 「会議録署名委員の指名」は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、あらかじめ署名委員の順番を決めていますので、今回は、三島委員にお願いいたします。

○ 教育長

日程第 3, 議案第 10 号「江田島市スポーツセンター設置及び管理条例及び江田島市立学校施設使用条例の一部を改正する条例案について」を議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

○ 教育部長

ただ今上程されました承認第 10 号について説明します。

議案書, 3 ページをお願いします。

提案理由です。

教育委員会の所管する施設について、使用料の見直し等を行うため、現行条例の一部を改正する必要があるので、江田島市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 3 号の規定により、委員会の意見を求めるものです。

4 ページに改正条文を、5 ページと 6 ページに新旧対照表を添付しております。

5 ページの新旧対照表で説明させていただきます。

まず、スポーツセンターの照明施設等使用料の改正につきましては、先月の教育委員会会議において審議していただいたものと同様です。

併せて、現在教育委員会の所管する施設について、「使用許可申請書」の様式の見直しを進めております。

これまで施設によってバラバラであった「使用許可申請書」をある程度統一し、使いやすくするための見直しです。

「使用許可申請書」の様式につきましては、ほとんどがそれぞれ規則で規定しているところ、5 ページの下半分から次のページにかけてですけれども、学校施設のみ、現在

条例で様式が規定されています。

他の様式と同様、規則で定めることとするため、条例から様式を削除するための改正を、今回提案させていただいております。

これに伴い、新たに規則を制定する必要がありますけれども、他の施設の使用許可申請書も現在見直しを進めておりますので、次回3月の教育委員会会議で、まとめて規則改正案の上程を予定しております。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 教育長

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○ 小宇根委員

今後は、申請者が教育委員会に来て申請することになるのか。

○ 教育部長

扱いは今までどおりです。一般的に条例で使用料について定め、それ以外の手続的なものや様式を規則で定めています。学校施設使用条例は、様式も条例に含めたままで規則を定めていませんでした。

これらをほかの施設と同じようにするために、条例から様式のみを外して、新たに今回規則を制定します。

手続きは、これまでと変わらないので、申請書は学校長に提出します。

○ 教育長

それでは、これで、本件の審議を終わります。

採決に移ります。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

○ 教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 教育長

日程第4、議案第11号「江田島市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

○ 教育部長

ただ今上程されました議案第 11 号について説明します。

議案書， 7 ページをお願いします。

提案理由です。

放課後児童クラブの利用時間を拡大するため、現行条例の一部を改正する必要がある
ので、江田島市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 3 号の規定により、委員会の意見
を求めるものです。

内容については、生涯学習課長から、説明いたします。

○ 生涯学習課長

議案書， 8 ページをお願いします。

議案書， 9 ページに新旧対照表， 議案書， 10 ページに参考資料を添付しています。

10 ページの参考資料により説明します。

改正の背景及び趣旨は、放課後児童クラブのサービス向上を目的として、利用者及び
利用予定者の要望を把握するためのアンケート調査を実施したところ、毎週土曜日の開
所及び利用時間の延長の要望が挙がったため、このアンケート結果を踏まえて、試行的
に中町児童クラブにおいて、毎週土曜日の開所及び平日の利用時間の延長をすることに
しました。

また、これらに対応する保護者負担金の区分を設けるなど、所要の規定を整備します。

次に、改正の内容です。

保護者負担金の額は、次の表のとおりです。

利用区分については、月曜日から金曜日まで利用する場合は、午後 6 時までで現行ど
おりで改正はありません。現行月額は、3,000 円， 8 月分は 5,000 円です。午後 6 時 30
分までは、月額 3,500 円です。

次に、月曜日から土曜日までを利用する場合は。

土曜日は、延長時間はないので午後 6 時までです。月額は 3,500 円， 8 月分は 5,000 円，
午後 6 時 30 分まで利用する場合には、月額 4,000 円です。

備考欄をご覧ください。

保護者負担金の額の算定においては、申込みの区分に応じ、1 月ごとに算定します。
前項の区分を利用月の途中に変更する場合は、変更前の額と変更後の額を比較して、
いずれか高い額を適用します。

次に、月曜日から土曜日まで利用する場合の利用区分は、全ての土曜日の利用を申し
込んだ場合に適用するものとし、それ以外の場合においては、月曜日から金曜日まで利
用する場合の利用区分を適用します。

施行期日は、令和 5 年 4 月 1 日です。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

- 小宇根委員
土曜日の利用と時間を延長した場合、利用される方はいるのか。
- 生涯学習課長
昨年の2月に実施したアンケート調査では、市全体で19人の希望があり、利用者は、1割未満です。
- 教育長
それでは、これで、本件の審議を終わります。
採決に移ります。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
(全員異議なし)
- 教育長
全員異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決されました。
- 教育長
日程第5、議案第12号「江田島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について」を議題とします。
事務局から、説明をお願いします。
- 教育部長
ただ今上程されました議案第12号について説明します。
議案書、11ページをお願いします。
提案理由です。
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則第2条第3号の規定により、委員会の意見を求めるものです。
内容については、生涯学習課長から、説明いたします。
- 生涯学習課長
議案書、12ページをお願いします。
議案書、14、15ページに新旧対照表を、16ページに参考資料を添付しています。
16ページの参考資料により説明します。
この条例の改正の趣旨は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、この基準を踏まえて制定した本市の条例の一部を改正します。
次に改正の内容です。

特段の事情がないことから、省令の基準と同内容の改正を行います。

(1) 安全計画の策定等の義務化

利用者の安全の確保を図るために、次に掲げる事項を義務付けることとしています。

ア 安全計画を策定し、この計画に従い必要な措置を講じること。

イ 職員に対し、安全計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施すること。

ウ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等を周知すること。

エ 定期的に安全計画を見直し、必要に応じて変更すること。

とされています。

(2) 自動車を運行する場合の所在の確認の義務化

利用者の事業所外での活動、取組等における移動等のために自動車を運行するときは、点呼等により、利用者の所在確認を行うことを義務付ける。

とされています。

この点については、本市の児童クラブには、自動車の運行はありませんが、基準として設けています。

(3) 業務継続計画策定等の義務化

ア 業務継続計画を策定し、この計画に従い必要な措置を講じること。

イ 職員に対し、業務継続計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施すること。

ウ 定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて変更すること。

とされています。

(4) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の明確化

努力義務として、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施すること。

とされています。

経過措置により、令和6年3月31日までは、上記(1)、(3)及び(4)は努力義務とされています。

施行期日は、省令の施行期日と同じ、令和5年4月1日です。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 教育長

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

(全員質疑なし)

○ 教育長

それでは、これで、本件の審議を終わります。

採決に移ります。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

○ 教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 教育長

日程第6，議案第13号「江田島市学校運営協議会規則案について」を議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

○ 教育部長

ただ今上程されました議案第13号について説明します。

議案書，17ページをお願いします。

提案理由です。

教育委員会の所管する小・中学校において，学校運営協議会を設置するため，規則を制定する必要があるので，江田島市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により，委員会の議決を求めるものです。

内容については，学校教育課長から，説明いたします。

○ 学校教育課長

ただ今上程されました議案第13号について説明します。

提案理由につきましては，先ほど教育部長が説明したとおりです。

議案書，18ページに江田島市学校運営協議会規則を添付しています。

今回の学校運営協議会規則の制定は，コミュニティ・スクールの導入を進めるためのものです。学校運営協議会を設置した学校のことをコミュニティ・スクールといいます。

このコミュニティ・スクールの導入について，別紙添付しています，議案第13号説明資料をご覧ください。

まず，事業の目的です。近年，子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は，これまで以上に複雑化・多様化してきています。これらの解決には，学校だけ，教職員だけの対応では限界があり，社会総掛かりでの教育の実現が不可欠となります。「開かれた学校」から「地域とともにある学校」へと変化していくために，学校と地域が一体となって子供達を育む「学校運営協議会」を江田島市でも導入していくこととしました。

図をご覧ください。委員は，保護者代表や地域住民となります。15人以内としております。委員が集まり，学校運営への必要な支援に関する協議を行います。

学校運営協議会は主に3つの機能があります。

- ・校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。

- ・学校運営について，教育委員会又は校長に意見を述べる。
 - ・教職員の任用，教育委員会規則に定める事項について，教育委員会に意見を述べる。
- となっております。

裏面をご覧ください。

今後の予定としては，令和5年度に市内小学校1校をモデル校としてコミュニティ・スクールを導入します。

そして，令和6年度以降は，全ての学校においてコミュニティ・スクールを導入する予定としています。

以上で説明を終わります。御審議のほど，よろしくお願いいたします。

○ 教育長

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○ 小宇根委員

第6条で委員は，非常勤特別職の身分を有するとあるが，非常勤特別職について詳しく教えてほしい。

○ 教育部長

常勤ではなく非常勤の特別職委員で，教育委員会の関係では法律等によって定められた公民館運営審議会委員や社会教育委員が全て非常勤特別職となります。学校運営協議会の委員もこれらと同じ非常勤特別職です。

○ 教育長

それでは，これで，本件の審議を終わります。

採決に移ります。

本案は，原案のとおり決定することに，ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

○ 教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は，原案のとおり可決されました。

○ 教育長

日程第7，議案第14号「江田島市教育委員会公印規則及び江田島市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則案について」を議題とします。

事務局から，説明をお願いします。

○ 教育部長

ただ今上程されました議案第 14 号について説明します。

議案書，23 ページをお願いします。

提案理由です。

学校給食共同調理場の統合に伴い，現行規則の一部を改正する必要があるので，江田島市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 2 号の規定により，委員会の議決を求めるものです。

内容については，総括場長から，説明いたします。

○ 総括場長

ただ今上程されました議案第 14 号について説明します。

議案書，24 ページに改正条文を，26 ページに新旧対照表を添付しております。

26 ページの新旧対照表で説明します。

調理場統合に伴い，本則の改正は必要ありませんが，別表を改正します。

別表の学校給食共同調理場の印の項中，「各学校給食調理場」を「学校給食調理場」に個数を「2」を「1」に改正します。

次に，同表学校給食共同調理場長の印の項中「学校給食共同調理場長の印」を「学校給食共同調理総括場長の印」に，管理課を「各学校給食調理場」を「学校給食調理場」に，個数を「2」を「1」に改正します。

続いて別図の（27）「江田島市〇〇学校給食共同調理場印」を「江田島市学校給食共同調理場印」に，（28）「江田島市〇〇学校給食共同調理場長印」を「江田島市学校給食共同調理場総括場長印」に改正します。

以上が江田島市教育委員会公印規則の一部改正です。

27 ページをお開きください。

江田島市教育委員会職員の職の設置に関する規則の改正です。

第 3 条の（4）「場長」を削除して，総括場長という職名だけを残します。調理場が 1 か所だけになるのに，総括場長を残す理由は，市の他の規則と照らし合わせ，他の部署の場長と区別するために総括場長という名前を残しました。

（4）の「場長」を削除しますので，その職務内容についての第 4 条第 5 号の「場長は，上司の命を受け，総括場長を補佐し，職員を指揮監督し，当該機関の事務を掌理する。」を削除します。

以上で，説明を終わります。御審議のほど，よろしく願いいたします。

○ 教育長

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

（全員質疑なし）

- 教育長
それでは、これで、本件の審議を終わります。
採決に移ります。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
(全員異議なし)

- 教育長
全員異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決されました。

- 教育長
日程第 8、議案第 15 号「江田島市立小中学校職員服務規程の一部を改正する訓令案について」を議題とします。
事務局から、説明をお願いします。

- 教育部長
ただ今上程されました議案第 15 号について説明します。
議案書、28 ページをお願いします。
提案理由です。
地方公務員法の一部改正に伴い、現行規程の一部を改正する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 2 号の規定により、委員会の議決を求めるものです。
議案書、29 ページに改正条文を、30 ページに新旧対照表を添付しております。
今回の改正は、定年延長に伴う法律改正により、「再任用短時間勤務職員」の名称が「定年前再任用短時間勤務職員」に替わるものです。
以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

- 教育長
説明が終わりました。
質疑はございませんか。

- 三島委員
定年前再任用短時間勤務制について詳しく教えてほしい。

- 教育部長
現在は、60 歳が定年で 65 歳までは再任用制度があり、現行でいうところの再任用短時間勤務職員です。
来年から 1 年毎に 1 歳ずつ定年が延長して 6 年先には 65 歳が定年になります。そのの

65歳までの間、現行の「再任用短時間勤務職員」と区別するため60歳から65歳の間の名称が「定年前再任用短時間勤務職員」に名称が替わるということになります。

○ 教育長

それでは、これで、本件の審議を終わります。

採決に移ります。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

○ 教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 教育長

日程第9, 議案第16号「令和4年度江田島市一般会計補正予算(第5号)(教育委員会関係分)について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

日程第10, 議案第17号「令和5年度江田島市一般会計予算(教育委員会関係分)について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

日程第11, 議案第18号「江田島市教育委員会外部評価委員会委員の委嘱について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

日程第12, 議案第19号「江田島市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

日程第13, 承認第3号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

以上で、本日の会議に付された審議事項は、すべて終了いたしました。

次の教育委員会会議は、令和5年3月22日（水）、午前10時から教育委員会の会議室で開催します。

以上で閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により、ここに署名する。

江田島市教育長

署 名 委 員